

伊達地方衛生処理組合からのお知らせ

【重要】指定ごみ袋の代替措置の終了について

管内指定ごみ袋の供給不安定に伴い、6月8日(月)より実施しておりました「指定ごみ袋以外の袋による排出」の臨時措置につきましては、今後指定ごみ袋の供給量の回復が見込まれることから、当初のお知らせのとおり、**6月30日(火)をもって終了いたします。**

7月1日(水)以降は、通常の「指定ごみ袋」による排出となりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

【臨時措置期間】

令和8年6月30日(火) で終了します。

【指定ごみ袋による排出】

令和8年7月1日(水) より再開します。

※代替袋による排出はできませんのでご注意ください。

【住民の皆様へのお願い】

- 指定ごみ袋の供給に伴い、一時的に購入される方の増加が予想されますが、今後の袋の製造、供給量については十分確保されておりますので、一人でも多くの方が購入できるよう、必要以上の買いだめ等、過度な購入は控えていただきますよう、引き続きご協力をお願いいたします。

当面の間 1世帯2本までの購入をお願いいたします。

- 分別ルールや収集日については変更等はありません。引き続き、組合の分別基準に基づき、排出をお願いします。

【問い合わせ】伊達地方衛生処理組合 TEL 582-2051